

## 第1回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 議事要旨

○日時：平成25年1月9日(水) 13:00～15:00

○場所：経済産業省別館11階1107会議室

○出席者：山野日委員（座長）、内池委員、大西委員、加藤委員、菊池委員、黒島委員、小林委員、佐藤委員、須賀委員、菅谷委員、関戸委員、多胡委員、田村委員、中村（慈）委員、中村（廉）委員、藤原委員、松島委員、山田委員、新井委員（代理）、金崎委員（代理）

### ○議事概要

事務局が保証契約時の課題と論点（配布資料5）について説明を行い、その説明に関して自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

#### （1）個人保証を取り巻く現状

##### 【金融実務からみた個人保証の有用性】

###### （委員）

金融検査マニュアルでは、代表者からの貸付金は企業の自己資本に含めることができるほか、赤字でも役員報酬が多額に上る先は正常先とみなせる。このように中小企業を代表者と一体とみることで、金融機関も円滑に資金供給できているため、個人保証を見直す際には、信用収縮に繋がらないような配慮が必要である。

###### （委員）

金融機関が貸出先から損失を被り、現行の会社法の制度を利用して経営者に損害賠償を求める場合にも、立証責任は金融機関にあるため、その負担も大きい。損失を被らないよう予め合理的に経営者を規律付けする上でも個人保証は有用である。

###### （委員）

中小企業の資産は経営者と一体の場合が多く、金融機関もそれをベースに融資を実行しているが、全ての取引先に個人保証を求めている訳ではない。また、既に個人保証を徴求している中小企業でも、その経営者が信頼できる

人物であれば、その求めに応じて個人保証を外すこともある。

(委員)

当方の貸出先は小規模企業が8割超を占めており、融資実行の際は個人保証に頼る部分が多い。正直なところ、個人保証がないと今後どのように融資すればよいのか見当もつかない。

#### 【事業者サイドからみた個人保証の弊害】

(委員)

前社長から事業を承継した際、金融機関の要請により個人保証も引き継ぐこととなったが、私には大した資産がなかったため不安を覚えた。このような経験からも、最近の中小企業の後継者問題の原因として、既存借入に係る個人保証の存在が大きいと思う。例えば、金融機関が個人保証を求める目的(信頼性の確保)をしっかりと説明すれば、安心して承継できるのではないか。

(委員)

事業承継が進まない原因の一つは、既存の借入に係る個人保証であり、若者の創業を阻害する一因にもなっている。ただし、個人保証を見直す際に、中小企業の借入が困難化したり、審査手続が繁雑となるのは避けるべき。

(委員)

個人保証の影響として、例えば企業の再生局面で、保証債務を抱えながら再建に取り組む経営者のモチベーションを大きく低下させているように思う。

(委員)

私は事業を急遽承継したが、その際、金融機関の要請により個人保証も引き継いだ。今では、組合の債務にも役員として個人保証を提供しているが、こうした保証を嫌って組合の役員となる人材がいなくなっており、地域の核として組合を盛り上げることが人材と資金の両面で困難となっている。

#### (2) 金融機関による中小企業の実態把握

##### 【中小企業の財務情報の把握状況】

(委員)

金融機関が、取引先管理の観点から、中小企業の財務情報の収集にしっかり努めているか、またその情報を重要なツールと捉えているか疑問。表面上の財務内容は健全でも実態は逆という中小企業が多いため、金融機関にとつ

ても、監査報告書のような信頼に足る情報が最も重要である。

(委員)

中小企業だけに個人保証を求める理由は、不透明なガバナンスや財務情報の信頼性の問題にある。多くの中小企業が不適切な会計処理を行っているため、個人保証を付さない条件として財務的な数値基準を定めても意味がない。金融機関が取引先の財務内容を丹念にみる習慣が廃れたことも問題であり、中小企業から正確な財務情報を提供させる習慣を定着させるべき。これが実現すれば、停止条件付保証契約をはじめとする個人保証の代替手段が真に効果を発揮するのではないか。

#### 【保証人の資産の把握】

(委員)

金融機関の立場からみて、保証人の資産の把握は、再生局面を除けば困難。

(委員)

金融機関として、経営者個人の資産の把握は困難だが、再生局面のほか、新規融資の際にも何とか経営者から聞き出すことは可能だろう。ただし、健全な状態にある取引先についてまで定期的に資産を把握するのは、モニタリングコストの観点から難しい。

#### (3) 個人保証に過度に依存しない融資慣行の確立

#### 【停止条件付保証契約に関する評価】

(委員)

良好な財務内容の確保を条件に個人保証を徴求しないとした場合も、財務的な数値基準の設定は、外部環境に大きく影響される中小企業には適さない。その点、停止条件付保証契約は、財務的な数値基準を設けず、法令遵守等の非財務コベナントを充足している真面目な経営者には保証の履行を請求しない。なお、同契約が普及しない原因として、周知不足の面も大きい。

(委員)

経営者にとっての停止条件付保証契約の意義を、真面目に経営していれば保証の履行を請求されない制度と捉えた場合、当該制度は経営者に金融機関への真摯な情報提供を促すインセンティブとなり得る。なお、同契約が普及しない理由として、過大なモニタリングコストが挙げられているが、むしろ、会計の正確性の確保、定期的な金融機関への報告等による中小企業のコスト

負担の方が大きいと思う。

(委員)

個人保証に信用力補完と債権保全の意義は認められるが、経営者のモラルハザード防止の意義については検討が必要である。その意味において、個人保証の代替手段としての停止条件付保証契約の有用性は大きいと考えており、同契約が普及しない理由を探るべき。

(委員)

個人保証を徴求せずに融資している事例もある。かかる判断において、特に重要なのはお客さまとの信頼関係。信頼できるお客さまであれば、お申し出に応じて個人保証を外すことも検討できる中、どのようなお客さまに停止条件付保証契約のニーズを持っていただけるのか、イメージがわからないというのが実感である。

(委員)

経営者が、従来型の個人保証か停止条件付保証契約といった新たなツールのどちらかを選択できるようにしてはどうか。また、税理士が取引先の無資力を証明することにより、金融機関の無税償却が容易になるため、その場合には、個人保証の履行義務の緩和も可能なのではないか。

#### 【ABLに関する評価】

(委員)

ABLの機能は担保価値重視型と商流重視型に大別でき、当方が扱うABLは後者である。商品在庫の確実な資金化を重視し、経営者が真摯に事業に取り組んでいるかを把握している。そのため、ABLの融資先の個人保証には、正確な情報提供を停止条件として付している。

(委員)

ABLに取り組んでいるが、取引先の実態把握の性格が強い。

(4) 総括

(事務局)

中小企業では、経営やファイナンスに関する多くの問題が個人保証に集約されているとの印象を受けた。こうした中、個人保証の見直しとともに、そ

れとは別の政策的手段により、中小企業の経営の透明性、信用力、財務マネージメント、ガバナンスの向上を図る必要がある。また、委員の方々のお話から、個人保証の在り方を考える上で、経営者の信頼がキーワードであるように思われる。

次回の研究会では、個人保証の在り方を見直すに際して、貸し手としては中小企業の何を具体的に見るべきなのかという点についても取り上げていただきたい。例えば、非財務の事由として特に注目すべき点は、地域密着型金融を通じて把握するような経営者の資質や経営資源なのか。また、多岐に渡る財務情報については、何に光を当てるべきなのか。なお、本日の議論の中でも度々取り上げられた事業承継の問題については、次回以降、更に掘り下げる形でご議論いただきたい。

(座長)

今回は、委員の方々の中で、経営者や金融機関等の様々な立場における個人保証を巡る現況を共有できたのは非常に有意義であった。次回も保証契約時に関する議論が中心となるが、停止条件付保証契約の普及に向けた課題、根保証金額の圧縮やその見直しタイミング等、より具体的な内容についての詳細に関する議論をお願いしたい。

以上